

年少労働廣報資料第二号

年少者の職業指導について

労働省婦人少年局

27年7月

(丑)

この資料は、婦人少年局地方職員室において、年少者の職業指導に關する活動を行に限りて、職業指導の趣旨内容の理解と認識、および実施の徹底を計るための啓発教育の参考資料として作製したものである。

年少者の職業指導に關する各種会合における講演、座談、懇談などの内容として、あるいは記事などの寄稿、執筆の参考として、この資料をテキストとして活用し、年少者の職業指導の推進のために、さらに活潑な活動の展開されることを期待する。なお、この資料は今後拡充をみて改訂を加えていく所である。

昭和二十七年七月一日

婦人少年局年少方指導課

一	職業指導とはどんなことか	四
二	職業指導はどんな役に立つか	五
三	職業指導はいつ頃から始められたか	六
四	職業指導はどんなことをするか	九
(一)	職業に関する知識を伝えること	九
(二)	求職する個人についての知識を得ること	一三
(三)	就こうとする職業の選択させること	一六
(四)	職業につく準備をさせること	一七
(五)	就業後の指導を行うこと	一八
五	職業指導はどんな所で行われるか	二一
(一)	学校で行う職業指導	二二
(二)	職業安定所で行う職業指導	二三
(三)	職業指導に対する家庭の役割	二五
(四)	婦人少年局の行う職業指導	二五

一 職業指導とはどんなことか

職業要定法第五條に「職業指導とは、職業に就こうとするものに対し、その者に適当な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を大なるものとするために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うことをいう」とある。

また、水田における全国職業指導協会が一九三七年に定めた定義によると、「職業指導とは、個人が一つの職業をえらび、これに向う準備をし、それに入り、そのなかで進歩することを援助する過程である」といつてゐる。

即ち職業指導は、自ら職業選択を行うことが困難な者、あるいはその一生の方針に向つて誤りのない第一歩を踏み出したと念じてゐる青少年、及び明らかな不適当な職業を選択してゐる者に、職業指導や職業知識を与えてそれに多様な職業に向する正しい認識を与え、それらの求職者について、現在持つてゐる職業能力及び現在かくれてゐるが、将来發揮されるべき素質あるいは個人的特技その環境を観察し、評価し、それによつて現実の職業との関連において個人の適応性を検討し、求職者が職業選択及び将来の計画を満足になし得るよう、に助言援助し、又就取したのりにおいて、その適応性を評価し、その職業のなかでさらに進歩を促すために、さらに援助を与えることを目的とするものである。

一般に職業指導では以上に含まれてゐる過程を要請して又りような言葉でよんでゐる。

ノ 調査調査

ハ 職業に関する知識の啓発、情報の提供

ロ 職業上の必要経験

ニ 就職相談

5. 就職あつせん

6. 就職援導

二 職業指導はどんな役に立つか、

自分の就事してゐる職業が個性に適したものであるであつても、それが社会的に有益であり、かつ経済的に有利な職業であるというところは個人にとつて最も幸福なことである。

個性に適しない職業を選択した場合には、不愉快な職業生活をつづけなければならぬ。ひいては職業上、経済上の地位などの向上を阻害したり、また個人の職業生活のみならず一般社会経済生活に於ける希望を失わせることすらあるものである。

このように、個人的不利益に加ふるに、ゆくゆくは職業的不適応性により低能率労働、職場不調和的行動、業者のひんぱんな雇用主の経済的損失をまねき、ひいては社会、国家の経済あるいは政治や文化にとつて多大なる阻害要素となるものであることはいうまでもない。

もとより求職する人々が自分の能力に適合する職業につくことは、種々の面から見て一番望ましいことであるが、このことは職業を求むる者、個人の力だけでは容易にできない場合が多い。特に自身の能力の十分に発達し切つていない年少者にとつてはなおさうである。

では職業生活の適否に最も大切な職業の選択に際して、職業指導はどんな役割を果たすであろうか。改めて記せばそれは次のやうなものとなる。

一 始めて就職する者の中には、職業とはどんなものか、職業にはどんなものがあるか、またそれらの職業はどんな性質をもつてゐるか、どうすれば就職できるかについて全く知らないためあるいは如つていて茫然としが知らないため職業の選択ができない場合。

二 自己の能力について正しい分析、判断ができてないで職業を選択できない場合。

能力や才味の判断がくさくも取業の所要条件との適否の判断がでない場合、

常に変動している産業界における、雇用傾向や、雇用見込のある取業についての知識が欠けている場合、

適取でも、これに対して家族が反対しているとか家庭の経済上の理由から本人の希望しない、あるいは能力不相応の取業につくように家族から迫られる場合など

取業指導もこれらの諸問題の解決を圖つて、求取者の技能性配個人的持質環境等になつた取業に就き得るよう援助するのである。

なおこの外延取改の指導が適正にこれに加へられ、その取業上の適応性がさうに増加されること、望むした者の取業上の進歩、経済、社会生活の向上はいうまでもなく、高配率な努力、期した人の関係、正しい努力態度などは、雇用上の経済成果の向上はもとより、さうに産業、経済、社会、国家全体にもたらす利益は大きなものである。

このように取業指導が個人主義家庭企業、社会、経済あるいは社会全体に對してたらす利益は計り知れないものがあるので、取業指導の役割の重要ささうに確認して、へまうこれを普及徹底させることが切実に望まれるわけである。

三

取業指導はいつ頃から始められたか、

わが国の取業指導は大正六、七年頃に始まりはつゞけられた筈として現われたのは、大正九年へ一九二〇年大阪市立少年職業相談所の設置が始めのである。

アメリカにおいてはこれと同様の公共的機関が独立して設けられた一九〇八年からみると約一〇年おくれであることになる。

その歴史的な経過を概観すると

怪監期とみられるのは東京に有正の手により大正六年児童救養研究所が設立され救養相談の中を遂
取相談を行つたのが最初である。大正八年には、大阪府立児童相談所が開設された。これが公立校同
間として設けられたのが始まりであつて、教育相談部の仕事の一部として、児童の取養速救に關する
相談や児童の取養紹介および指導を取扱つた。この相談所は、大正十三年頃閉鎖されたがこれに相繼
ぎて、若干の他の地方にもこの種の相談がつくられるようになった。

大正十年取養紹介法が制定されて取養紹介事業の性格も従来の慈善救済的なものから
社会政策的産業助成的なものと変わり、同年には東京府中央取養紹介所内に就服希望の少年の知能
検査を実施して適取に何かせるための相談を行うことを目的とした性能検査少年相談部が開設され、
この後の隆盛の基を樹てた。啓蒙期とみられるのは、大正十二、三年頃から高等小學校の教育体系の
中に組織的計動的に盛り込むのができきつた。

震災後設立した私立取養紹介所の中で大正十四年に東京府社会事業協会の運営する東京府取養紹介所
に東京府少年相談所が併設され、取養相談はなつた。就服あつた人就服後の補習をも実施すること
になつた。なお、各壁の啓蒙を激活動も行われ、わが国取養指導業務の発展に貢献することとなる
のがあつた。これに刺激されて内務省、文部省連も少年取養紹介に關する通牒が出されて、學校と
取養紹介所との両機関が相互に連絡提携し、かつ啓蒙普及に努めることを主眼とした。

これにより取養紹介所側の取養指導については全国的生活の出現となつた。

大正期とみられるのは、内務大臣から昭和二年各地方長官に、市町村をしてなつて専門少年取養
紹介所を設けせしめるか又は取養紹介所に専門部を設けせしめるかという通牒がだされた。

同年文部省でも児童、生徒の個性尊重、及び取養指導に關する大臣訓令および次官通牒が發せられ、
この訓令が我が國の取養指導史上の重要な礎石となつて積極的実施に拍車をかけた。

こつして職業指導は、当時青少年の就職希望者が激増したのに従ひて学校における職業指導と職業紹介所におけるそれと、相まつて種々な実践と大成果を挙げるに至つた。

当時職業紹介中央にあつては内務省社会局職業課及び中央職業紹介事務局の二本建のうちに全国を七つの地方職業紹介事務局をもつて分轄し市町村各職業紹介所を第一級機関としていたが、満州華僑以来労務関係は失業問題から産業労務に関する需要増加の傾向を示し、強力な労務配置を必要とする時期となつたため、中央地方の事務局を廃止し、府県に職業課又は社会課職業係を設置することとなり、中期的指導監督機関を一進展せしめた。

昭和十二年国庫補助により道庁県就職指導職員が任命され、重労働の調整と小学校児童の職業指導に専任し、県内小学校を巡回して全国すみぐりで職業指導の校道を高めた。昭和十三年には遂に市町村各の第一級機関を全廃してすべて国営職業紹介所として新発足することとなつた。

昭和十六年には国費により、就職児童の職業検査と身体検査を行うようになり、支那事変からの影響に太平洋戦争に突入し、戦時生産力の急速な増大の要請に応じ、国家資源としての労働力の効果的な利用の仕方として労働力の適性配置などが叫ばれるに至つたが、実際には産業間の戦時重労働の高低に従つて労働力を重点的に配置しようとする考慮が具体化したのみで、真の意味の適性配置である。職業指導の厳密な実施などは行われず、ともに労務、勤労が強化され労働者は国権にすり、ちやう用はふれるに至つていく。労働力の量的増大のみが問題とされ、実際には職業指導が行われない空白期となつた。

戦争終了後、昭和二十二年にいきなり、教育基本法及び職業安定法が制定され、職業指導は復興し、しがらみ附纏に決定されるにいたつた。これにあづかつて力のあつたのは、占領軍当局の、わが国の労働行政に対する助言である。

戦時の勞働力配置の觀念は個人の意思を全く無視し、國家權力による強制制なものである。戦後は、職業指導は職業を遂行せしむるに就かうとする個人の自由意思や努力の表現を「援助」するものである。という觀念でかわる通り、個人の自由意思の尊重、職業選択の自由の保障という民主主義的基本觀念に立つものである。

このことが戦後の職業指導の特長であり、これは現在もなお持統しており、さらに推進へも継続し、充實するものと思われ。

四、職業指導とはどんなことをするか

ここに示した職業指導の定義をみると、職業指導はおよそ左のようないくつかの過程を含んでいることがわかる。

α、職業を遂行するための援助であること
β、選んだ職業に向う準備させること

γ、職業につくための訓練をすること

δ、就いた職業に対する適応性を高める援助をすること

次にこの四つの過程についてそれぞれ、どんなことをするかを記してみる。

まずαに職業を遂行するためにはどんなことをするであろうか。至治、社会の複雑化にともなつて、職業の種類や条件が多様化して行くのは当然である。職業の複雑な条件や多様な要求と、多様な個人の条件とを結びつけていこうとするのが職業選択であり、職業指導はこれを援助するものである。それには次のような方面があり方法が行われる。

い、職業に関する知識をあたえること。

二、職業一般についての知識

職業選択するまでの過程において、学校の職業、家庭科及び産業教育課程を通じ、

(1) 職業の意義

(2) 各種職業に対する理解

(3) 職業生活に対する理解などについて

一般的知識を養ふ、職業選択の能力や心構えを養ふことが先ず最初である。

これは主に学校の役割であるが、家庭や一般社会の役割も少からずこれに加わる。

2 各種職業の所要求条件についての知識

(1) 一般的知識

種々の職業は、夫々これに就く個人についていくどんな能力や条件を要求するかについて、職務

分析の結果に基づいて、殊に左の要点について具体的に知ることが必要である。

a 職業知識

必要性能

必要技能

必要身体的条件

その他

務の付いていく経済的条件

その職業に適応し得る個人の特質及び環境

3 職業情報提供

将来の職業選択のため基礎知識として職業についての情報を提供することは職業指導の主要

な分野である。この情報の目標となるものは、職業生活についての社会的、経済的な知識を養う

こと、およびその職業に必要な性能についての理解を求め、個性や環境に応じて将来の進路を選

択する能力を養ふことである。

そして、職業情報は、職業に関する事項を概念・知識ではなく、現実的・具体的知識・即ち事実

即した知識をいうのである。これによって生徒は始めてよく現実の職業生活の向題を理解するこ

とができるものである。

職業情報の内容として最少限度必要なものを挙げてみる。左のようである。

α 郷土を中心とした職業 　　β 物が職業の範囲および動向 　　γ 各産業の主要は

入 昇進の機会 災害防止 産業衛生養成及び厚生施設 　その産業の経営組織 　その産業の特

色など 　　δ 職業と社会との関係 労働問題 大業問題 職業の適性 産業 生産性 経

業病と災害 就職の方法 産業と関連などである。

情報提供の方法としては学習 職業実習生徒課外活動などを通じて得られるのが普通である

が 職業行政機関はこれら情報を学校に提供することになつてゐる。へ後には各校の役割に

ついての項に詳述する。

なお、職業情報の手段として次のようなものが挙げられる。

α 教育書 　　β 学習帳 　　γ 職業実習 　　δ 労働市場情報

ε ラジオ 　　ζ 幻燈 　　η 写真板 　　θ 絵画 　　ι 新聞雑誌など 　　κ 統計

類 　　λ その他出版物など

職業についての経験

職業就労しようとする生徒に職業の概況を適正させるための職業生活体験を広く解さること

を目的とし、夏期休暇などを利用して、教育所理解の深い雇用主を採択してその支援を得て学校

および職業実習所が生徒を指導して職業実習をさせる。これを文部省の学校職業指導の用語では

「啓発的体験」といつてゐる。

これには次のような効果を期待すること加へる。

α 生徒がいく くの就職の努力や他の専攻職業に参加することによつてその職業についての持

ち

ち

ち

ち

ち

ち

殊性や職業生活の弊害を体験し、労働を要する精神を養う。

各、各理の職業の間に於ける相補的関係を体験して社会における職業人としての使命を自覚せしめる。

③ 実際の仕事にあたることで自己の性格、能力、理解、体力を反省せしめ、職業人としての自己の発見と個人の伸長に積極的に努力させる。

④ 各種の職業について、その労働内容を実際に体験することによつて学習課程を選擇した職業上の知識に具体的なうらづけをあたえる。

⑤ 各種の職業について自己の適性を試みる機会をあたえて、職業選択上の有力な資料とする。
⑥ 進歩的経験の場として行う職業実習は以上のような効果をあげることができ、夏休みまたは農繁期の休暇などを利用して継続的に実習する場合や、正課外のアルバイトとして行う場合など、資金その他の労働の對象として物的設備の伴うときには、労働基準法が適用され、労働者婦人少年局、労働基準局、職業安定局、各局長及び文部省初等、中等教育局長が、各補選委員労働基準局長、知事、教育委員会、直轄学校長宛の通牒がでるに随ひてのようになされること。

⑦ 従来学校と職業主との結合の上、学校外で生徒に実習を行わせることがあるが、たゞく生徒が処遇に遭遇した場合などに充分の保護を受けなかつた事例がある、このような実習は、労働保護の要付と相付つてなされるべきであり、生徒をあずかる学校当局としてはこのような不慮の事態に備えるため充分の配慮をしないことはならないこと。

⑧ 休暇時を利用し、実習のみを継続して行う場合は、労働基準法が適用される。従つて、学校の側の計画に基づき集団的に休むことと生徒個々（満十五才未満）について職業許可の申請を必

業とし、且つ就業できる事業は、労働基準法第八條第一号から第五号までの規定を除く非工業部門に限り得ること。

右左の許可申請手続のうち、所親又は親類人と連行し労働基準監督署に提出する分については、生徒の存在をうけ、学校長が一括申請してさしつかえないが、所要欄記入の手続は、所定のとおりに指導を行うこと。

(三) 実習の場所は、生徒の通学距離圏内に限るものとし、通学を伴う場合はこれを避けること。

(四) 正課外のいわゆるアルバイトについては、たとえ長時間学校を通じ、果敢的に働くときであり、この全面的に労働基準法が適用されることはいふまでもない。

(五) 学校長は、校外における実習の計画を決定するに当たり関係のある労働基準監督局長及び公

共職業安定所長と協議し、その実習に關しては、臨時緊急連絡を保持すること。
求職する個人についての知識を得ること。

精神的条件

個人の精神的条件は各人の素養、経験の総量等により、個人差があるため、これを定めるには幾分とした日常の体験的観察だけでは不十分であり、職業を科学的な方法により受け付けなければならない。これには次のような方法がある。

(一) 職業検査

能力と職業は極めて深い関連をもち、仕事や職業力内蔵が単純であれば高い能力を要しないが、その内容が複雑なときは高い能力を必要とするものである。知識の高低が仕事や作業の難易の度合と関連してその効率を左右し、時としては必要の要因となつていくこともあるので、職業選択上の能力判定との関係は極めて深いものである。

知能検査には一般知能検査と特殊知能検査の二種があり、言語による検査と言語不要検査、行動検査などがある。知能検査は大体指導や教員相談などのための診断用として用いらのであるが、この方法が純粋な業績を示すものとはみることがなく、またこの知能検査の程度が職業の成功に深い関係があるといつても、これがすべてとはいえず、その人の努力、勤怠、人柄なども知能をおさなうものであるから、そういう要素とがかり、併せて評価しなければならぬ。

(2) 性格検査

職業で大敗するが、成功するがはその人の性格や、人柄や、態度などが重要な原因となることがある。

創造力を程度に發揮しなければならぬ職業もあり、機械的に同じことを繰り返して忍耐するくしななければならぬものもある。注意力を集中しなければならぬものもあり、活発に行動しなければならぬものもあり、忍耐耐性止して執務しなければならぬものもある。それらぐの目的によつて最も適合した性格を知ることは大切なことである。この検査には次のようなものがある。

α. 同姓検査

生徒の性格が外向的あるいは内向的であるかを同姓指数で重的に示す検査で、自己診断書にも用いられる。性格指数が一定水準以上、或は以下の場合には異常とみられ、職業を選ぶ場合に考慮をわくべき職業選択上の一つの参考となるものである。

β. 職業興味検査

果ては職業上の条件に対する生徒の性格や態度や行動について調査する方法であつて、性格や態度など職業との結びつきを比較的に確に知ることでできる方法である。この検査の

は、個人の職業に対する興味が、これにあるかというところ、その意味の一般的態度を呈出し、職業との関連をみることに着目、この検査は非常に有効な方法と認められるが、因てはこの検査の一般化がふられて、このため今後の研究によつて、さしつかへがある。

この他種々の性格検査が挙げられる。

(5) 適性検査

生徒が成長した将来どのような性能が現われるか、その方向に伸びてゆく可能性があるか、どのような職業を採択したならば成功の可能性があるかをみるための検査である。幾つかの能力の組合せによつて、この方面の職業群に適しているかということを見付け出すものである。

そこで一般的にどの職業に適するかという検査と特殊な職業に対する適応性を検べる検査がある。前者は次の如くなる。①の検査、後者はその②の検査が考えられる。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊

(6) 生徒が適く受けようとする職業訓練の分野が本人にとつて適當であるかどうかを知るた
の

2 身体的条件

身体的条件が職業に適合しない場合は疾病患者の病因となり、殊に年少者の場合は影響が甚しい。
これらを検べるものとして次のように検査があげられる。身体検査、疾病調査へ既往症及び現症
運動能検査などである。

(1) 身体検査は普通に行われ、いろいろの中身身体検査であつてとくに説明にも及ばないと思う。

(2) 疾病検査は健康調査として今日に影響してゐるとみられる主要な血液、疾病、畸形、不良、
聴覚、弱視、色盲などについて調査して身体的条件に合わない職業について考慮して適當な
職業をとり、のぞくようにする。

(3) 運動能検査は、種々の作業行動の運動反動能性等を検べるもので例へば運転手等として
防衛力の場合には災害原因となるので主要な検査の一つである。

3 環境についての特徴

環境調査

個々の生徒がどんな環境のもとに生活してゐるかを詳細に調査して指導の参考にしうとす
るもので、住居の状態、家族の状態、道徳関係、教育状態、既往疾病などの生活歴と家族の状
況との関連、その他環境は生徒の性行、情意、生活などに与つた関係があるのを教員や指導上
注意すべき事項について調査しなければならぬ。

4 職業相談と職業選定

職業相談は、職業を適く個人が努力に付して、適切な選定が行われるように助言を与ふこととす

ある。

そして、取業指導における取業相談の占める位置は極めて重要であり、その主要部分ともいえるものである。前述する視察調査、検査は取業相談のための資料となり而して取業相談の次に来る。取業の準備、就労、就職指導等々は、取業相談の結果によつて方向づけられ、またこれらから派生するとこえいつてよいものである。次のような事實は取業相談の占める地位がいかに大きいかを物語つてゐる。

新制高校の工業科の卒業生の総数一四五三三名について、統計をみると、又即ち昭和二十三年度卒業生の統計によれば、六六五名が、四四七名だけが工業関係に就事してゐるものが、上乗関係と関係の四三六名である。工業科を卒業したものが工業に四七五名、その他産業に四七五名とわかれて就業してゐることが明かになつてゐる。

取業相談がもう少し充実し、生徒個人々の要求や実情に即して行われたら、このようなるむなしい結果を、する生徒は減少して、生徒個人にとつて、国民生活の恵かりとむなしい教育をすることをはばく一助となるものが取業相談である。

四) 取業に就く準備をさせることへ取業指導)

取業指導は、一応取業指導の過程の終にあるものとみなされてゐるが、取業の選択が終つてゐるこの取業につくための準備をするという取業指導の一過程は関連してゐるので、ここでは、とくに取業指導について一べつする取業指導は、選定した形式の取業、一たとは、就職工など、一就き研くするために、その特定取業に関する技術的知識をえさせたり、研歩的な技能を習得せしめたり、として個人々の取業能力を補強する手段を意味する。技能工、建築工、みしん工、事務指導など、その取業の要する技能程度によつて期間の長短はあるが、普通二ヶ月から六ヶ月程度の技能を身につけた例

就を行つて、受験生の初段階の程度にまで、個人に職業技能を習得させて、就職を容易にさせる方法がとられてゐる。そしてその時々の産業事情に応じて就職の活性化やあるいは目的や意欲の活性化もある。たとえば産業特需の隆衰によつて就職に活性化があったり、あるいは生産の向上のために高能力の人を産業に送り、あるいは失業救済のため人に職業能力を補強したりというふうに、その目的や意欲にも変化があり、それに依つてこの事業は運営されてゐるものである。

(五) 就職後の補導を行うこと

就職指導とは就職後において、就職の諸条件に就職者がうまく適応するように調整をはかり就職者の就職における進歩発展を援助することという。もし就職した青少年がその就職に、適応しその職場で進歩向上していく状態にあれば就職後の補導の必要はおこらない。しかし現状は必ずしもそうとは限らない。多くの場合特に就職後の補導を必要とする事情がいろいろ存在している。

婦人少年局年少労働課で昭和二十六年三月に東京労働基準局管内における全属および被検、選奨製造工業の小企業に就職してゐる年少労働者を調査した際の仕事に対する適応性を年少労働者たちの目述によつて調べたところによると、年少労働者三四五名（男二名、女二名）のうち、現在の仕事が好きだと答へた者は五二名であつて後は嫌いと答へたものの四一名の就職適応が三四六名となつてゐる。

嫌いと云ふのは原因としては「自分の職業興味と一致してない」という理由に多く、その中で、仕事に対する主観的適応性をみた場合には、二六二名の者が「自分に適してない」と答へてゐる。その他「自分の希望に反してゐる」、「面白くない」、「仕事に飽きた」、「危険性がある」、「衛生的でない」、「地味な仕事」、「将来性がない」、「後援ばかりでせう」となをあげられてゐる。

これらは、個人がこの事業に不適当であるはかりでなく、一般にその職場の労働条件や労働環境

が年少者に不適当であるという一面からの、その政策に対する不適応現象の情報の一つとしてみられる。しかも現在は就職指導の原則が、たゞ不適当があつてはいつか就職した就職場所が適当であるとする傾向がある。就職しよつとするものも非適当に少くなくなつてくるように考へられる。そして就職場に不満をいだくものが、その就職場所の適当、不適当を求め、就職指導を求むる。

これは就職指導が徹底して行われていたならば、未然に防ぐことのできる要素を多分にもつてゐるものであるが、就職指導の今日必ずしも理想通りの就職が望めないとするれば、一旦就職せしめの上で就職後補導の必要としてとりあげなければならぬのである。

もしそれらの就職不適当者に対して適当な指導と援助が与えられない場合、ついにその就職生活が就職生活の一ひいては不没化の原因となる虞がある。

また学校及び公共職業安定所における就職指導の改善のために就職後の指導が十分な様々の問題や資料の活用が必要で就職した青少年や雇用主の要望及び就職の実態を調査することによつて今後に行つた就職指導の適否がわかり、就職指導の方法を改善する資料ともなる。

就職後の指導を行う機関としては、就職前に指導を加えて就職にまで導いた機関が引續いてその後の面倒をみるというのが、就職後の指導を行うのが望ましいことであるが、遠隔地に就職した者まで、このした手を差し伸べることはできないことであるという事情にあるので、これらの年少者に対する就職後の指導は就職地を管轄する公共職業安定所で行うこととしてゐる。

なお就職後の指導は公共職業安定所の学校、父兄などの協力を得てこれを行うことが望ましい。その外雇用主も労働管理の一環として当然これに協力する態度を持ち、また労働保護の扶同も保護促進の立場からこれを支援することが望ましい。

就職後の指導の方法

年少者に対する就職後の指導は都道府県の指導のもとに公共職業安定所が計画的にこれを行
 いこの計画に学校受入兄の参加を求めることになつてゐる。

イ 訪問指導

公共職業安定所が主体となり学校側の参加を求め就職者に面接して行う方法である。

ロ 文書指導

遠方に就職した者に対し出身地の都道府県公共職業安定所、学校、父兄からの文書による通
 信により問題を発見し、事業所や在地所轄公共職業安定所に問題を送付しその処理にあたりし
 める方法である。

適当な時期に激励文を送るとか取場との通信を交換したり、廣向書を送つて就職後の状況を調
 査する。この方法は普通「文書指導」といふが「通信指導」とよばれてゐるが、これは遠隔地
 に就職したものについて、出身地の関係機関で行う建前になつてゐるが、面接的なため徹底に
 困難を感じる点がある。そこで就職者に直接面接して指導を行うのを普通「訪問指導」と名付
 けている。これは就職地の関係機関が行うのが建前であるけれども、時間、経費等の問題があ
 るので多くの人について行うことができず問題のある所に重点的にしか行えないという限もあ
 る。

また、座談会、懇談会、講演会などの集合の機会をもつたりして集団的に指導を行う方法が
 あるが、これを「集団指導」とよぶこともある。

また集団指導の仕方には就職したものを含めこれと、就職前の生徒たりと相談させ、座談を
 語らせたり質問などさせて、就職後指導と就職前指導との両効果をわうう行う方もある。これ
 らの方法は、出身地、就職地とそれ／＼分担するのが建前であつて、そして指導を行う時期と

しては、今までの資料から就職後三月目頃、六ヶ月目頃という「危機」の時期、すなわち転職の適応の転機として転職転居の多い時期をねらって行おうのが最も効果的である。

五、職業指導とはどんなことを行われるのか。

(一) 学校で行う職業指導

一級の教育活動と同様職業指導は生徒の心身の発達とマツナして、生徒の発達状況を見極めながら指導して行くということになりかねない。

学校で行う職業指導は置頭にくべた六つの題意を含む総合計画によつて行われなければならない。そして、生徒に付して行われる職業指導は学科、ガイダンスと一貫して、またよくつねに進路指導と相関連して行われなければならない。生徒にとつては、進路することが職業文の道である場合もあるれば、また職業につくことが目標が職業文の手段である場合もある。この両者の指導は常に緊密かつ有機的に結ぶつけて行われなければならない。職業指導とはいえないであらう。

またこれらの総合的課程の中で、中学生の頃はまだ、将来の方向が定まらない者が多い。そこでこの頃の生徒に対して職業指導を行う場合には、とくにいわゆる職業知識の啓発と啓発的経験を積ませることに重点がおかれるように思う。

それらの啓発的経験を積ませる、職業知識を積ませるに当つては

、ある特定の職業についての先入観念を植えつけないように指導すること
、均値のそれと指導を行うこと

が大切である。この二つが行われるためには

(1) 生徒をして、できるだけ多くの場合によつて、自己の能力や天賦、個人的特徴を見させるようにする啓発的経験の場を設けるだけ多くする。

(2)

次に生徒に与えなければならない分野にわたる職業知識を与えるようにすることが必要である。たとえば、生徒に職業情報を提供するに付つて、最初の職業情報としてごく一般的な職業講話を行うことである。

そしてその講話を聞いたあとで「わたしはあの所を今少し知りたいたい」と興味を示した者にその興味に応じた個々の要約的情報が与えられるという方法を採られる。

これは先入観念を与えないことに注意を払うためである。そこで才一回の講話の講師を幾人場合によつたよりない話のできる人であることを解めなければならぬ。

また社会科や職業家庭科の教科において多くの職業知識を獲得し、職業選択に対する態度の養成されることが多い。しかしこの一般的な職業準備は職業、家庭科のみでは不十分で、それ以外の教科の特色のうちより適切に与えられる一般的な職業準備、職業知識がある。

職業的知識や経験の啓発の場をできるだけ広いものにするという見地からしては、職業家庭科のみをその場とすることは方々もので社会科、図工、理科、数学、英語、保健、体育の諸科目、みな互に互に職業的知識を教の啓発の場である。

これは、職業知識を与えるという面からはかりでなく、生徒自身の態度や個性、能力をまんべんに総合的に助ることができるといふ意味からして、職業指導は学校の専員全部による指導であることが望まれる。

その全体の調整を図つたり、職業についての特別の資料を整えることの計画については、小委員会組織にして職業家庭科が世話役になるといふ方法の一つの方法である。

職業指導は最も現実的になければならぬ。「職場は禁地」と一途に思い込んで就職し、不幸にして、その職場に苦しいことが多い場合には、年少者の初減退を大にし、悪くすると就

職業に就きするなどの結果を招くこともある。

夢の多い年少者を社会の実相かつ西面しないように職業指導を現実的なものにするために、細心の努力をしなければならぬ。

また職業相談担当者としては、職業的知識や経験が豊かであり、かつ生徒の能力・個性などを科学的に評価しうるような技術性をもった専門家をこれに任せることは事情が許す限りは最も好ましいことである。

また一応職業知識に即する、就職あつきの至極の豊富な公立職業安定所職業指導員と緊密な連絡協力のもとに学校職業指導は行われなければならない。

これは就事あつせんや職業相談の場合だけでなく生徒へのふだんの職業知識・職業の提供、あるいはいわゆる職業的経験を与える場合も、また生徒の個性性の調査測定の場合にも、それと連け、協力して行うことが望ましいものと思う。

以上は学校で行う職業指導の重点について述べたのであるが、この他職業あつせん、就職後指導員等について、学校独自のまた公立職業安定所と相互に協力してこれを行う。

ことに就職後指導は、卒業生の一層の輔導と同じく特に学校としては強い関心を持たなければならぬものである。

その方法は先述のとおりと同じである。

(二) 公立職業安定所で行う職業指導

職業安定所で行う職業指導の役割を一般的にいえば、公立職業安定所で直接受けける求職者や職業相談者に対する他、学校職業指導のため学校に援助協力することである。

前述仔細の職業安定所は地方の特殊事情を生かす年間計画を立てる、公立職業安定所では、こ

の大綱に基いて、学校と緊密な連繫を保持し、その他関係協力機関の協力を得てはじめて効果的な職業指導が行われる。

その他職業情報と学校その他の年少者に提供して卒業後社会生活、職業生活への適応を容易にするために、生徒などの、職業的知識のいわゆる啓蒙に助力する。

この場合、職業情報は次の点に注意して行われる。

全国的あるいは管内又は関係の一定地域内での全般的又は産業別、職業別の労働力の需給状況や、平均賃金、労働時間その他の労働条件や労働環境はとうであるかなどを教え、公平な情報を与え、職業を授けする際、あやまつた元入視をへれないよう注意をなければならぬ。

また夏休を利用して行う職業実習の状況を監督指導し又、終了後求人者の意見や生徒の感想等を調査して将来の職業指導の資料とする。などのいわゆる職業の啓蒙的啓蒙の分野においても活動をする。

また、職業相談に際しても学校に協力して、相談担当職員を学校に派遣して生徒に接する職業相談を行いその他適性検査などに際しても職業を学校に派遣して生徒の検査あるいは評価をする。

また職業につく前にその職業について初步的至職を得るために職業訓練をうけた人もあるのでその人たちのために公共職業訓練所へ入所あつせんしその他の職業訓練施設についての助言を行う。その他卒業後も職業上の問題があれば何時でも公共職業安定所に相談にくるよう述べる也。学校雇用主、父兄などの協力を得て、就職後の指導を行う。

(三) 職業指導に対する家庭の役割

本人自身の考えが確定しない上に、子供の職業について親が最も強い関心を示すのがこの時期で、両親の助言、援助のあることは望ましいが、親の希望とわが子に子供の将来の計画をさめてしまふとすることは考えものである。中には子供に先取りして就職口をきめてしまふ親もあるがいずれにしても職業の向適についての正しい認識のもとに子供に對することが望ましい。

けれども「わが子に人身売買」事件などにみられるように、家庭の年少者に対する職業上の無関心も大きな原因となつてゐるので、年少者の職業についての理解や知識を一般にもつと強く、しかも正しい関心をもちなければならぬ。

家庭が年少者の職業決定に對してもつ役割は少くないので、父兄も広い職業知識や職業情懷をこゝろよくに努め、子供の助言者として役割が効果的につとめるようにしなければならぬ。

また家庭で行う助言は年少者に直接行う外に、職業相談などに際して年少者の個性や生活環境に關して認知してゐる事柄を学校や公共職業安定所の職業相談担当者に話して、職業相談担当者との協力するようになすことも忘れてはならない。

(四) 職業指導に対する婦人少年局の役割

年少労働者の職業指導は年少者の労働保護の糸口であり、その一環をなすものであることはいふまでもない。もちろん、取についてから後の年少者、すなわち年少労働者に對して労働條件や労働環境の改善などを計りそれを通じて年少者の健全な育成を計ろうとすることに婦人少年局における年少労働者に對する仕事のおもな面が向けられるのであるが、まだ在学中でこれから労働に入らうとする年少者に對しても、できるだけ好ましい條件の労働を遂げ、これに入らせるよう仕向けることは、かれ

らが労働生活に入つてからの生活に左右する意味は極めて重要であるから、こういう面に対して
も、婦人少年局の役割の分野は拡張されなければならない。

こういう意味から婦人少年局では職業指導を重要な対策の一端として、かねてから取りあげてい
わけてある。

職業指導に關係しては先づ先づに、職業安定機關、学校、などがあり、それ
ぞれの立場から職業指導の各部門に対して実施に當つてゐるが、それでは婦人少年局ではどういふ角
度あるいは部門に対してどういふ働きかけをしてゐるであらうか。

その前にまず婦人少年局固有の一般的行政機能についてのべるならばこの局の機能としてはまず次
の三つがあげられる。

1. 調査機能 2. 広報機能 3. 指導機能

まず、此の局の對象の状況あるいは実態たとえば年少労働者の実態などについて客観的かつ正確な
すなわち科学的な把握にとめる。次にたとえば年少労働者の労働條件などの望ましい状態について
あるいは保護の必然性や内容、現状などについて雇用主、労働者および一般社会に対して知識の啓蒙
にとめる。そして労働保護その他の機關あるいは、雇用主、労働者等に対して、實際に年少労働者
の労働の状況が向上されるいは、年少労働保護が推進されるように、指導を加える。

この三つの機能が婦人少年局の基本的行政機能であるが、職業指導についても、この三つの機能を
もつて参加することになる。

第一の調査機能は、職業知識、職業情報提供の基礎となり、第二の広報機能は職業指導の意義内容
などについて関係者や一般を啓蒙する役割を果たし第三の指導機能は職業指導実施のために関係者や一
般を奨励推進する役割となる。たゞし第三の指導と雖も婦人少年局関係者が個々の年少者に直接接

關しての取組指導を行うことを意味しない。

取組指導に対する婦人少年局の立場はこの三つの役割の中でも当面の現状ではまず第一の広報活動を中心とすることになる。現在婦人少年局で行われている取組指導に対する方針を要約すれば次の通りとなる。

1. 基本方針

婦人少年局固有の行政機能の分野において、取組安定行政機関の行う取組指導機能を援助するにあつて、取組指導の意義、役割内容などについて、学校教師、父兄、雇用主、生徒及び一般に對して認識と理解を高め、取組指導の実施が促進されるように啓蒙活動を行うことに重点をおく。

2. 実施目標

取組指導とはどんなことであり、なぜ必要であり、どんな重要な役割を果し、どんな方法で行うかなど、取組指導の意義の重要性や役割、内容などについて理解させ、取組指導の実施を普及徹底させるように推進すること。

公共取組安定所や学校における取組相談の補助として直接間々の生徒に対する取組相談を行うことなどは行わない。

3. 協力機関

前述(四)の調査報告書の広報機能について婦人少年室が主体となつて活動を行うときは、互に親しい関係の団体などに協力を求めたり行い、またそれらが主体となつて行うときは婦人少年室の方で協力参加するのあたりをもつて行う。

(1) 労務行政機関

2. 取組安定課及び公共取組安定所

イ、労働基準局及び労働基準監督署

ロ、労働課及び労働事務所

(2) 学校行政機関

ア、都道府県及び市教育委員会

イ、都道府県教育行政関係課（私立学校管理）

(3) その他の機関または関係団体

ア、職業指導協議会

イ、青少年指導協議会

ロ、青少年問題協議会

ハ、青少年対策協議会

ニ、PTA、連合会組織

ホ、教員組合連合組織

（以上名称、性格、構成、機能とも地方によつて多少の差異があると思われる。）

々 実施期間

卒業学年の生徒が具体的に職業選択の決定をする前に、選取に関する十分な認識を獲得し、就職に對する心構えを確立するために、最も適した時期として主に四月―十月の間に継続的に活動することが好ましいが、地方の事情あるいは、他業務との関連などのため右期間中に継続的活動の困難な場合は、右の期間中または期間外に適當な一時期を定めてその間のみ集中的に行うも差し支えない。

その期間の選定決定は適宜に行うが、なお関係協力機関との協議懇談などは、都道府県職業安

定課における年間計画・週立の都合などからできるだけ、第一、四半期中に行うのが適当と考えられる。

5. 実施の對象

(1) 学校関係——中・高・教員、生徒・父兄以上の各団体を含む。

(2) 事業場関係——雇用主へ雇用主団体を含む。労協組合、年少労協等などへ。就業後の指導及び労

務管理上の業務配置の問題と関連して行う。

(3) 一般、婦人団体、青年団体など

6. 実施の方法

(1) 資料の提供

リーフレット、パンフレットの配付、スライドの映写など

(2) 講演会、懇談会、座談会などの集会の開催

就業指導を目的とした会合のほか、他の目的の会合の機会を利用して啓発指導の活動を行うこと。

会合を利用して活動を行うに際しては、できるだけ前記資料を利用するように努めること

また、会合の開催についてはとくに中学校の取組、家庭科あるいは、就業指導担任教師の地域別集

体は都道府県の中央集会などを極力利用するならば、最も有効と考えられる。そのためには常

に教育委員会、教員組織、該当科目担当教師の団体、就業指導、指導関係者協議会等と緊密な

連絡を保つこと。

③ P.T.A.あるいは一般父兄を対象とする場合は、差当って就業を要する生徒の父兄を中心とし

て働きかけるようにつとめること。

此 すでに就職している年少労働者と卒業期の生徒とを対談させ、職場の体験を語る座談会の間、
催なども有効と思われる。

と 生徒を直接の対象として県会等を開催する場合、卒業学年のものを主な対象とし、これに
低学年のものを加えて、いよいよに職業知識を啓蒙するように仕向けること、あるいはそれら
が主幹となつて開催するものに協力参加することも望ましい。

イ 資料の提供に当つては、一般労働の啓蒙資料ばかりでなく、地域的な最近の経済、産業事情、
年少労働及びその保護事情、学校卒業者の就職事情などに關する数字的資料や個別的資料など
の職業情報の提供にも可能な範囲で努めること。

職業指導参考文献目録

※ 職業安定行政手引 第三編 職業指導業務

職業安定局

※ 特殊職業紹介業務、年少者の職業紹介

職業安定公報 (月刊)

職業研究 ()

産業教育 ()

雇用問題研究会

職業指導概論

昭和二五、十一、二五

日本職業指導協会

職業指導の原理と技術

二六、一〇

学校の行い就職指導

二六、八、一〇

新制中学校と職業指導

二三、十一、二〇

年少者の職業指導と労働保護

二五、十一、一〇

職業教育概論

二六、七、三〇

最新学校職業指導

二四、一〇、七

職業心理学

二六、六、一〇

職業指導教科書

近藤貞次
日本職業指導協会

職業（職業の知識）

職業指導学習帳

生徒指導手帳

職業指導参考資料

月刊雜誌「職業指導」

職業指導の手引

職業の解説書

中学校職業科課程と職業指導の実際

中学校における家庭科教育

わかれみち

職業指導論

職業指導について主な通牒別紙の通り

二六、五、
二七、六、二五

学人少年局
館田幸一

婦人少年局長

昭和二十四年一月三十一日

都道府県知事殿

婦人少年局長
職業安定局長

職業指導の促進について

職業指導は、年少労働者の保護を徹底する上に、極めて大切であるから、婦人少年局長及びその地方職業室も、職業安定局長及びその出先機関に對し、援助協力することとなり、婦人少年局長より地方職業室主任宛本日別紙の通り通牒されたから、爾今絶えず両者協調して職業指導の促進を図らねばならぬ。

昭和二十四年一月三十一日

婦人少年局長
取兼安定局長

地方取資室主任殿

取兼指導の促進について

標記の件、別途通牒した「年少労働関係の年間活動目標」に基き、別紙要領により活動して
下さい。

各所の活動に關しては特別の經費は配賦されませんから既配賦の經費で可能な範囲で活動して
下さい。

なお、本件に關し、取兼安定局長及び婦人少年局長より都道府県知事宛本日別紙の通り通牒
されましたから念のため申添えます。

職業指導促進要領

職業指導の意義

婦人少年局が責任を負っている年少労働保護は、児童の職業指導から始めなければならない。一般に職業指導とは、職業安定法第五条によつて、

(1) 職業に就こうとする者に対し

(2) その者に適當な職業の選択を容易にせ、及び

(3) その職業に対する適応性を大ならしめるために

(4) 必要な実習、指導助言、その他の指導を行うことである。

われわれは、当面の児童の職業指導によつて、次の様な効果を傳ふことができる。

(1) 児童自身は、彼の身体的及び、精神的能力並びに家庭的事情から見て、真にその児童に適した職業を選ぶことができるその結果として、

(2) 労働基準法に適つた労働條件で働き

(3) 将来、自身の能力を十分に發揮し、その職場での昇進を期待し、

(4) 将来失業の機会を防ぐことができる。

(5) 両親は児童の労働について、安心感をもつことができる。

(6) 雇用主は、生産能率を向上し、労働関係及び企業経営を安全にすることができる。

二、学校、公共職業安定所及び地方職業室

(1) 今春中学校を卒業すべき児童は、既に在学中、数年に亘つて、担当教師から懇切な指導を受けている筈であるし、公共職業安定所も又、彼等の卒業期に先だつて、学校の行う職業指導に協力し且つ積極的に職業あつ旋に乗り出してゐる。即ち、職業指導の実施は、学校及び公共職業安定所の管

轄するところである。同封の別冊、学習指導要領及び職業安定行政手引中の職業指導業務手引の身体障害者職業あつ旋業務手引、年少者職業あつ旋手引

- (2) しかし、両機関の活動は地方職業室の援助によって、促進される地方職業室は、両者の活動を調整、干涉、又は監督し、或はその所管を乱すかのような誤解を生じないよう注意しなければならぬ。むしろ地方職業室の援助と協力によってこそ、両機関の活動が促進されることを自覚しなければならぬ。

- (3) 同封の二別冊は両機関が実施すべき理想が定められているものであるから、地方職業室は二別冊を基として所機関の活動を批判してはいけぬ。むしろ両機関に協力して、この理想を達成するには如何にすればよいかをともに考究し、実行しなければならぬ。

三、地方職業室の努力すべき要項

従来の経験によると、児童の職業を決定するに際し、児童自身はもちろんで、両親、教師等は公共職業安定所の何れもが或は前後の思慮なく最初の求人に飛び付き、或は求人に対する量的充足に勝る恐れが多い。

地方職業室は「一、職業指導の意義」をよく理解してあくまでも児童の将来の福祉のため、個々の児童に眞に適當して、而も産業需要上の要請に応ずる職業を選ぶように特に公共職業安定所に協力して啓蒙と援助を努めなければならない。

四、当面の手續

- (1) 前三項をよく理解した後、漸次所職業安定課と連絡をとつて、地方公共職業安定所の活動日程を知る。

- (2) 地方職業室が如何なる活動をすれば、最も有効な援助となるかを協議し、考究する。

(3)

公矢職業安定所に対する協力及び児童、所規、教師雇用主、労働組合等に対する運動の要領について、引続き詳細指示する見込である。

昭和三十四年二月十二日

婦人少年局長

地方職員室主任殿

職業指導の促進について

啓月三十一日婦発オニ七号を以て、通牒した公共職業安定所の行う職業指導に対する援助協力に関する首題の件について、その要領を通報致しましたがその実施細目は別紙の通りでありますから左記仰了知の上早速実行に移して下さい。

記

一、職業安定局では公共職業安定所に設置されている職業指導協議会（職業指導業務手引九九〇の九九九九参照）の構成員に地方職員室を加えることになりこのため職業指導手引を改正して、一月三十一日婦発オニ一一号を以て別紙「字」の通り都道府県知事宛通報が送られました。

二、職業指導の促進に対する援助協力は本年のみでなく今後とも毎年継続して実施しなければならぬ向趣です。十分御理解下さい。

三、文部省編「学習指導要領」（職業指導編）はなお残部がありますので更に二部宛送致します。

四、「身体障害者就業・生活支援ガイド」はさきの通報で同封する旨記しましたが都合により省略しましたから御承知下さい。

職業指導促進援助のための実施細目

一、実施事項

公共職業安定所の行う職業指導を促進援助のために実施すべき事項としては種々あるが本年は特に児童及両親の職業指導も重点的に取上げて実施するものとする。

二、実施の順序

(1) 公共職業安定所を訪問し互の諸点を中心として職業指導実施状況と今後の計画について情報の提供をうけること。

(1) その管内の学校全部に対し巡回相談実施の済否、未済の場合はその進捗状況

(四) 今後の巡回計画

(2) (1) により、公共職業安定所から受けた情報に基づきその管内で比較的職業指導について関心のうすい学校、或は特に職業指導を促進する必要がある学校四校程度選定すること。

(3) 学校の選定を終えた後公共職業安定所の助言を得て実施日程を作成すること。この際公共職業安定所の巡回計画を勘案し、公共職業安定所が当該学校を訪問する二三日前後に、地方職業室が訪問し得るようにすること。

備考

これは公共職業安定所が具体的な求人口を携えて学校を訪問したとき、児童および両親が正しい心構えでこれに迎え得るように、公共職業安定所を援助するためであつて、かくすることにより公共職業安定所の業務を円滑ならしめるのに効果がある。

(4) 次に選定した学校を訪問し、当該学校長及び職業指導担当教員と面会し、以上の趣旨を話げ、

その協力を求め且次の諸点について打合せをなすこと。

(4) 今春卒業する児童に対し公民館、児童館、安定所との連絡のもとに適取選択を中心とする職業訓練を行う場合は、そのための適当な時間と場所（人数に応じ教室又は講堂等）の提供をうけること。

(5) その際 P・T・A（前等児童の両親を中心とする。）の集会を開催し両親に対しても同主旨の講演をなすことについて。

(6) 此の際には職業指導担当教官にはもちろん学成長も可及的に列席することについて。

備考

(二) P・T・A の集会の通知は児童を通じて或はその他の適宜の方法でこれをなすこと。

此の実施の方法としては例えば午前中に生徒のみに講話をなし午後 P・T・A の会合で講話し、両親と児童とに対し各別に実施する方法と当該学校の都合によっては両親と児童とを同じ講堂に集めて同時に計す方法もある。状況に応じて何れの方法によつてもよい。

(5) 本件の実施は二月に重点を置いて之をなすこと。

三 両親及び児童職業指導の要訣

地方取組室が両親及び児童に対する職業指導講演（講話）を行う場合の骨子は大要次の如くであるが、この資料として前回送付した労働局職業安定局編「職業指導業務手引」文部省編「学習指導要領」（職業指導編）等各種の参考図書を活用して適宜翻転草稿を作成すること。但し必ず実際の例を豊富に引用することが必要である。

(6) 職業指導とはどんなことか

(1) 公共職業安定所の行う職業指導は

就職上問題を有する求職者についてその能力を調査評価する等の方法により、その職業に適するかどうかを検討して求職者が合理的な職業選択をして就職後はよくこの職業に適応できるようにいろいろの援助を与える

(10) 学校の行う職業指導は

生徒に職業についていろいろの知識を与え、必要に応じて職業訓練を行う。生徒個々の性能をしらべて、適職選定の資料を作り、公共職業安定所の行う職業相談を援助する。

(2) 何故職業指導は必要か

大多数の児童はこれまで学校生活に開始し職業生活の経験をもたない、又児童自身も職業についての格別の知識もなく、又自己の能力について自信をもたない、しかも折角就職したものの間もなく転職又は退職するということになりがちであつて、前途有為の青少年が次々職業生活中途で挫折し安定した職業へ就き得ないことは國家社会として最大の損失である。こうした不幸を彼等が見ないように適職について明日の職業人として健全な途を歩ませるために職業指導が必要である。

(3) 適職とは何か

人の個性能力は、千差万別であるが又職業の種類も多種多様で個々の職業の要求するだけの性能を具えている人をその職業に就くことを人を適職に一つけるといふ。かように仕事の要求する性能を考慮してその職業に合致する人をその職業につけることを適職配置といふ。此の場合、若し適職でない職業にせよ人を就ければ、後日必ず本人の不幸を招くばかりでなく社会一般にも多大の迷惑を及ぼすもので、職業の適切である社会公衆への負担など思ひもよみぬことである。

適職につけば本人はその職業に勤むことによつて益々熟練し技能が向上して仕事の能率が上がる。

従つてその取扱いに勤続して昇進の機会に恵まれ、取業生活の喜びを感じることができしその取業を通じて社会公衆に貢献できる。

かように通職に就くことによつて取業人として大成する途が開かれる。

(4) 通職につくには

公衆取業安定所や労務院は先づ本人の個性能力等を調査する。公衆取業安定所ではいろいろの取業の要求する性能が調べられていて、本人の性能と見較べて通職と容易に選択できる。もちろんこの際本人の希望も考慮に入れられるが性能が先ず問題となる。又児童は心身発達の過程にあるため労働基準法により通職施設の派付けとして心身発達に悪影響のある取業には児童の就職禁止又は制限されている児童の労働を保護するためその就業については証明書制度が採られているから此の規則を守らなければならぬ。

(5) 経路

眼前に就職口があつても、すぐにこれを決めないで以上のよう取業選択の見地から必ず一度反照してみることに。その上ではじめて就職口を決めることに、これが肝要である。

四 報告

本通職による実施状況及び実施の効果、実施後の反響、実施についての感想等を左の区分によつて月例報告とは別個に当局に報告すること。

(1) 二月末迄の分は三月十日迄

(2) 三月一日以降の分は四月十日迄に

婦人少年局長

昭和二十四年十二月九日

各師道村県知事 殿

職業安定機関の行う職業指導に対する婦人少年局地方職員室

の援助協力について

右については本年二月から三月に亘り実施しましたが各方面の現状は職業指導の一層効力を増進
を必要とするものがあるため明年の新規中学校卒業生に地方職業安定機関が行う職業指導業務に対
し、年少助産婦保護の見地から、引続き婦人少年局地方職員室を協力援助させることにしたいから
本年一月二十六日婦人少年局長から七号通牒（職業指導の促進について）の外左記各事項御了解の上相互に緊
密な連絡を深め、職業指導の促進のために格段の御努力を願います。

記

一、婦人少年局地方職員室の実施事項

職業指導促進のための地方職業安定機関の実施事項として、前回は主として新規中学校卒業生及び両親の
職業指導とより上げたが、この方面の実情は依然として内心の障いしめがあるため今年も専らこの
点に重点を置いて実施すること。

二、実施期間

本年十二月から明年二月までとする。

三、実施要領

(1) 学校の選定

当該郡道府県内で職業指導の実施について生徒及び両親の同意指導上援助を必要とする学校を選定する。その学校数は地方職員室に余力のある限りなるべく多数とする。

(2) 職業指導の具体的方法

当該学校を巡回しその際生徒及び両親の意見を得て職業に關する情報の提供を講話の形式で行う。又必要に応じ参考資料の配付とする等適宜の方法により実施する。

四、地方職員室に対する助言協力

郡道府県職業安定主務課及び公共職業安定所は地方職員室の求めに応じ職業安定機関の行う職業指導計画の進捗状況、その他必要の情報、学校の選定、巡回計画等に対する助言を与え、その活動を援助すること。

五、その他詳細は一月三十一日付特発オニ七号通牒によること。

婦人少年局第一
昭和二十五年十月九日

労働省婦人少年局長

労働省職業安定局長

労働省労働基準局長

労働省 知 事 殿

全 労働基準局長 殿

全 教育委員会教育長 殿

職業指導の促進について（依頼）

年々若者に対する職業指導は益々重要性を加えているので本年も婦人少年局長及びその地方職業室はこれに關して各関係機関に対し援助協力することとなり、平日婦人少年局長から地方職業室主任宛別紙字の通り通達したから、その実施について格段の御配慮を煩わしたく御依頼する。

婦養才二六大号の二

昭和二十五年十月九日

婦人少年局長

婦人少年局地方職員室主任 殿

職業指導の促進について

職業指導の重要性については昭和二十四年一月三十一日並びに今年二月十二日附通牒等で屢々指示してきましたから御承知のことと思いますが本年も別紙要領により活動して下さい。

なお、本件については職業安定局長、労働基準局長及び婦人少年局長の共同通牒で郡道府県知事、労働基準局長及び教育委員会教育長宛依頼してありますから念のため申添えます。

婦人少年局及び地方職業室の行う職業指導促進要領

一、根本方針

本局の性格に則り活動の重点を職業室係におき、主にこれによつて各関係官公庁に對する側面助援を行うこととする。こゝにいう側面的助援とは、関係官公庁の行う職業指導の實際業務を主として職業部門以外のものゝを分担し、あるいは補助的に参加するのではなく、自主的に企画し職業活動を行うことである。

二、方法

1. 年少者及びその保護者に対し、職業指導の根本趣旨、内容などについて啓蒙するためには左の諸機関と連絡協力し、講演会又は座談会その他の会合の形式によりあるいはそれらの機関を通じて季報送付の印刷物を配布し、あるいはラジオ、新聞、その他の刊行物を利用する等により啓蒙活動を実施された。

(1) 職業安定行政関係……各都道府県職業安定課及び公共職業安定所

(2) 教育行政関係……各都道府県教育委員会及び教育庁

(P・T・A・母親学校・青少年団体・婦人団体など)

(3) 職業安定行政以外の労働行政関係……各地方基準局及び企監署、各都道府県労働課及び労働事務局

(労働組合連合組織、その他関係団体など)

(4) 民主行政関係……各都道府県児童課、社会課、その他

(関係団体)

(5) 下部地方自治体関係……市、町、村関係

之、就服できない年少者の指導並びに輔導を考慮し、余力をもつて左の諸機関に協力されたい。なお、就服後の輔導については、就服者の労働保護及び技能養成と関連して、労働基準監督行政関係及び労働行政関係諸機関と協力して行うように特に留意されたい。

(1) 職業安定行政関係……各公共職業安定所及び公共職業補導所

(2) 教育行政関係……各教育委員会又は教育庁、各学校

(3) 民生行政関係……各社会系、児童課、民生委員、児童委員及び児童福祉司

3. 活動の区域については、職業室及び地方の実情に応じて重点的に実施し、その区域内に渗透するよう企画されたい。特に本年度は可及的職業室所在都市における徹底を期せられたい。

4. 労働市場状況並びに雇用事情その他格差に必要事情把握のためには前記諸機関と連絡するほか、努めて左の集会を利用されたい。

(1) 職業指導協議会（職業安定行政関係）

(2) 青少年問題協議会（民生、教育行政関係）

三、期 間

職業指導は、その期間を限定せず常時継続的に行うべきものであるから、他の業務に支障を及ぼさない限り随時実施されたい。但し、今年度学校卒業生の公共職業安定所で行う職業指導は、来年度期から行われるから、この時期は特に重要な意味を持つてゐるものであることを念頭におかれたい。

四、報 告

本通牒による実施状況、実施の効果反響、実施後の希望感想等を左の区分によつて当局に報告されたい。

1. 第三、四半期分は一月十日までに

2
才四、四半期分は四月十日までに

昭和二十六年四月十九日

労働省婦人少年局長

労働省職業安定局長

労働省労働基準局長

労働省 知事 殿

労働基準局長 殿

全 教育委員会教育長殿

職業指導の促進について（啓蒙）

年少者に対する職業指導の重要性に鑑み、婦人少年局長及びその地方職員室は本年も各関係機関に対し援助協力を致します。

これについて、本日婦人少年局長から、地方職員室主任宛訓紙の通り通達しましたから実施について御配慮下さい。

なお、この方針は本年に限らず今後継続実施されるものでありますから申添えます。

婦人少一三三号の二

昭和二十六年四月十九日

婦人少年局長

婦人少年局地方取組室主任殿

職業指導の促進について（通知）

要記事業については、従来、取組室においては、公共職業安定所の実施期間中だけ側面的協力をしてきたが、今年度からは、年間を通じて別紙手引書により行つて下さい。

なお、前年通り、職業安定、労働基準、婦人少年三局長の共同通達で、都道府県知事、労働基準局長及び教育委員会教育長宛配属方依頼してあります。

別紙

昭和二十六年職業指導促進実施の手引

一、実施の根本方針

方法及び期間については、昭和二十五年十月九日付婦業ヤニ六六号通達に添付の要領の通り、但し報告については、年四回、四半期毎にその次期のはじめ十日までに実施の有無に拘らず報告が到着するよう取計うこと。

二、実施計画の立て方

年間事業計画とにらみ合せ、できるだけ年内を通じ次の要領で行うこと。

1. 他の事業の合同に行うこと

二、機会を逃さず促え、たとえば、婦人少年局の三課の他の事業に属する集会（一般婦人、PT

A、事業主、組合、女子労働者等）及び実態調査等と巧みに利用し、年少者職業指導のための各界の啓発に努めること。

三、その他

1. 時間、人手、費用の不定を以上のようにして克服して、実績をあげるほか、当局の行う職業指導促進の仕事の性質をよく辨え、安定所で行う職業指導との混同を避けるよう注意すること。

2. 場所についてはできるだけ県内すべてに務めるよう計画を立て、これを相当年数間に実行すること。

昭和二十六年九月六日

斗笠巻才一四号

労働省婦人少年局年少労働課長

婦人少年局地方取組室主任 殿

取組指導業務の運営について

年少者の取組指導は学校と取組安定行政機関の協力によって、就労後の指導に到るまで一貫して行われるのが立脚点であります。われわれは、就労後の指導面において、年少労働者の保護という重要な責任を担ひ、これを徹底するために、在学中の生徒やその父兄を啓蒙して意識を高め、一面、現状において、未だ完全な運営が行われているといふ難い取組指導を、完成の域にまで高めるための媒体としての活動を行うことによつて学校と取組安定行政機関の活動を援助し、取組指導の理想を常に高くかがげ、生徒、父兄、雇用主として一般を啓蒙してゆく如に、われわれの行うべき取組指導の分野があると信じます。

本年度の取組指導業務の運営については、四月十九日付斗笠才一三三号の一及二を以て既に指示いたしました。その後再検討した結果、本年度後半期の運営は左記の要領で以て行つて下さい。

記

一、取組安定行政機関の行う学校に対する取組指導を援助し、生徒、父兄、雇用主及一般に対し啓蒙活動を行う——という従来の基本線は変わらないこと。しかし自らその間に、婦人少年局独自の分野

のあることを知り、その標に副って活動すること。

二、右を基本として

一、活動時期——今後は主として四月——十月の間に活動すること。したがって今年度後半期の活動は、九月十月とし、自主的に、或いは取葉安定行政機関に協力して啓蒙講話に主力を注ぐこと。

二、目的——職業指導を行うこと。又それを受けることが社会にスタートする者一歩において如何に大切であるかを啓蒙し、ひそく生活指導、人生指導としての職業指導に対する意義を、その裏の意味において理解されるようたかめること。

三、対象——④ 中学校生徒、父兄、一般

（特に生徒に対しては卒業年度のもは勿論であるが、低学年に対してこれを行うこと。）

⑤ 年少労働者、雇用主、組合

（補導と啓蒙の立場より行うこと。）

々方、法——④ 資料、情報の提供

（幻燈フィルム等限に訴える資料に重点をおきたいこと。）

⑤ 講話、相談

及ぶる機会を利用することによって、不斷に訴え啓蒙してゆくことは大切であるが、人の主要活動時期は、特に本業期の啓蒙期として大切な場合であるから自主的に学校に訪れたいこと。

従来のように、事情の許す限り、公取取葉安定所で行う職業相談会に同行し

て、啓蒙講話を行うことは結構であるが、個人相談まで援助することは遠慮し、もし相談を行うとすれば、個人相談の職を待合せ中の父兄に対し、既に就取しているその手差について、何か問題が生じていないか、或いは、疑問はないか、を問ひ、これに対して年少労働者保護の立場から相談を行うこと。

三、職業指導用手引書を作成配布したく計画中であること

これを共に各地方の職業指導等についての実情を把握し、夫々の地方に能う即応した運営方法を考えたいこと。

四、十一月月上旬に、今度新しく製作する職業指導用幻燈フィルムへ三丁コマ・ストオリ一冊のもの（平均七単位配布の予定で計画中であること）

これは自ら公開の機会を作り、又学校その他の機関に貸出すること。

五、情報

文部省においては、中学校、高等学校の職業指導を更に徹底するため、現在委員会を設け、教師用の詳細なハンドブックを作成中で、職業安定局もこれに協力して、本年末迄に完成し、明春各学校に配布される見込みであること。

職業安定局においても、第一線機関職業指導係官に対し具體的に徹底した指導が行われる見込であること。

